

那覇市公報

号外第653号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

○不動産登記法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（税制課）	1005
○那覇市男女共同参画推進条例（男女共同参画室）	1007
○那覇市中心商店街にぎわい広場条例（商工振興課）	1012
○那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（人事課）	1016
○那覇市上下水道事業審議会条例（水道局経営企画課）	1018
○那覇市農業委員会の委員の定数に関する条例（労働農水課）	1019
○那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 （人事課）	1020
○那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例（経営企画室）	1021
○那覇市監査委員条例の一部を改正する条例（監査事務局）	1022
○那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 （人事課）	1023
○那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 （人事課）	1025
○那覇市職員定数条例の一部を改正する条例（経営企画室）	1027
○那覇市税条例の一部を改正する条例（税制課）	1028
○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 （学校教育課）	1029
○那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例 （教育委員会総務課）	1030

○那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類 及び基準を定める条例の一部を改正する条例(人事課)	1032
○那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例(総務課)	1034
○那覇市高齢者在宅生活支援条例の一部を改正する条例 (ちゃーがんじゅう課)	1041
○那覇市水洗便所改造等資金貸付基金条例の一部を改正する等の条例 (都市施設管理センター(下水道管理室))	1042
○那覇市立職業訓練所条例を廃止する条例(労働農水課)	1043
○那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	1044
○那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例(議会事務局)	1045

◇規 則

○那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則(商工振興課)	1047
○那覇市立職業訓練所条例施行規則を廃止する規則(労働農水課)	1050
○那覇市水洗便所改造等資金貸付基金条例施行規則を廃止する規則 (都市施設管理センター(下水道管理室))	1051
○那覇市連絡事務委託規則の一部を改正する規則(市民活動課)	1051
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	1053
○那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	1055
○那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に 関する規則の一部を改正する規則(国民健康保険課)	1057
○那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(総務課)	1059
○那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の 様式を定める規則の一部を改正する規則(市民課)	1071
○那覇市公印規則の一部を改正する規則(総務課)	1073
○那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則の一部を改正する規則 (ちゃーがんじゅう課)	1077

○那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則 （人事課）	1079
○那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 （国民健康保険課）	1085
○那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則の一部を改正する規則 （商工振興課）	1086
○那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する 規則の一部を改正する規則（人事課）	1087

◇訓 令

○不動産登記法等の施行に伴う関係訓令の整理に関する規程 （都市施設管理センター（道路管理室））	1088
○那覇市人事評価規程の一部を改正する訓令（人事課）	1090
○那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令 （経営企画室・共同訓令）	1091
○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 （経営企画室・共同訓令）	1093

◇消防本部訓令

○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令（共同訓令）	1093
--------------------------------------	------

◇水道局規程

○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令（共同訓令）	1093
--------------------------------------	------

◇病院管理規程

○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令（共同訓令）	1093
--------------------------------------	------

◇教育委員会教育長訓令

○那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令（共同訓令）……………1091

○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令（共同訓令）……………1093

条 例

那覇市条例第1号

平成17年3月7日

公 布 済

不動産登記法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

不動産登記法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第54条第2項中「土地登記簿若しくは」を「登記簿又は」に改め、「又は建物登記簿」を削り、同条第5項中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

第72条第1項中「不動産登記法(明治32年法律第24号)第80条第1項若しくは第3項、第81条の8、第93条第1項若しくは第3項、第93条の5第1項若しくは第3項若しくは第93条の11」を「不動産登記法(平成16年法律第123号)第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項(共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。)、第2項若しくは第3項若しくは第57条」に改める。

(那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第2条 那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例(1972年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

(那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第3条 那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例(昭和48年那覇市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第15条中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

(那覇市下水道条例の一部改正)

第4条 那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「商業登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第2号

平成17年3月30日

那覇市男女共同参画推進条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市男女共同参画推進条例

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた。

那覇市においても、男女共同参画計画を策定し、男女共同参画都市とすることを宣言するなど、男女共同参画に関する施策を積極的に推進してきた。

しかしながら、女性に対する暴力などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等は依然として根強く存在し、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

那覇市は、人口密度が高く、その狭い市域に中小零細企業が多く、総就業人口に占める女性の就業割合は増加傾向にある。さらに、少子高齢化の進展や高度情報化など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化している。

こうした現状を踏まえ、社会経済情勢の急速な変化に対応し、一人一人がいきいきと豊かに暮らせる社会を築くためには、男女が、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち那覇市民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市及び市民等が一体となって、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任

を担うことをいう。

- (2) 市民等 市民、事業者（営利、非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）及び教育者（市内において学校教育又は社会教育に携わる者をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (3) 男女が、慣習や制度等の中で性別によって固定された役割分担にとらわれず、社会における活動に平等にかかわれるようにすること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。
- (6) 国際社会における取組と協調して行うこと。

（市及び市民等の協働）

第4条 男女共同参画の推進は、市及び市民等が協働して行わなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあ

らゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育者の責務)

第8条 教育者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。）、ドメスティック・バイオレンス（夫婦間、恋人間等親密な関係の男性から女性への身体的、性的、心理的又は経済的な暴力をいう。）その他性別による人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の配慮)

第10条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(基本計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、那覇市男女共同参画会議の意見を聴取しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(公表)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

（調査研究）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

（苦情の申出）

第14条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に対して書面により苦情を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて那覇市男女共同参画会議の意見を聴き、適切な措置を講じるものとする。

（広報活動等）

第15条 市は、広報活動等を通じて、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（男女平等週間）

第16条 男女共同参画の推進を図るため、男女平等週間を設ける。

2 前項の男女平等週間は、毎年9月20日を含む市長が定める1週間とする。

（審議会等における委員の構成）

第17条 市の審議会等の委員の構成は、男女の委員の数が均衡するように努めなければならない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されている第2次那覇市男女共同参画計画又は男女平等推進プラン（平成10年9月20日策定）は、第11条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

那覇市条例第 3 号

平成17年 3 月 30 日

那覇市中心商店街にぎわい広場条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市中心商店街にぎわい広場条例

(設置)

第1条 新たに商品を開発して販売を行おうとしている者等を支援する施設、環境に配慮した商品の流通支援施設、中心商店街で楽しく買物ができるための利便施設等を整備し、もって中心商店街の活性化及び環境に配慮した消費行動の普及拡大に資するため、那覇市中心商店街にぎわい広場（以下「にぎわい広場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 にぎわい広場の位置は、那覇市松尾2丁目7番10号とする。

(施設の構成)

第3条 にぎわい広場は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) チャレンジショップ
- (2) エコアンテナショップ
- (3) イベント広場
- (4) 駐輪場

2 チャレンジショップは、新たに商品を開発して販売を行おうとしている者、新たな商売を始めようとしている者等に販売の場を提供するための施設とする。

3 エコアンテナショップは、環境に配慮した商品の販売並びに環境に配慮した消費行動に関する情報の収集及び発信を目的とする施設とする。

4 イベント広場は、各種行事又は催物を実施する施設とする。

5 駐輪場は、二輪自動車、原動機付自転車及び自転車を駐輪させる施設とする。

(入場の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、にぎわい広場の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(施設の利用期間)

第5条 にぎわい広場の施設の利用期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) チャレンジショップ及び駐輪場の利用期間は、1月以上13月未満の範囲内で市長が必要と認める期間とし、その終期は、月の末日とする。
- (2) エコアンテナショップの利用期間は、利用許可を受けた日から1年を経過する日の属する月の末日までとする。
- (3) イベント広場の利用期間は、1日を単位とし、連続する1週間の範囲内で市長が必要と認める期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、にぎわい広場の施設(チャレンジショップを除く。)の利用期間を延長することができる。
(利用許可)

第6条 にぎわい広場の施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 にぎわい広場の施設(駐輪場を除く。)の利用許可の基準は、規則で定める。
(利用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、にぎわい広場の施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長が利用を不適當と認めるとき。

(使用料)

第8条 にぎわい広場の施設の使用料は、別表に定める額とする。

2 暦月の中途においてにぎわい広場の施設(イベント広場を除く。)の利用を開始する場合の当該月分の使用料は、日割り計算によるものとする。

3 にぎわい広場の施設の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用許可を受ける際(エコアンテナショップにあつては、市長が定める日まで)

に使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用後に納付することができる。

4 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、天災その他市長が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 本市が共催する行事に利用する場合

(2) その他市長が特別の理由があると認める場合

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、にぎわい広場の施設の利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(4) その他管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第11条 利用者は、にぎわい広場の施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を得た場合は、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、にぎわい広場の施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第6条に定める利用許可を受けずに駐輪場を利用した者に対しては、5万

円以下の過料に処する。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 第6条の規定による施設を利用する者の許可その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第8条関係)

区 分		単 位	使 用 料
チャレンジショップ		1月 1ボックス	1,050円以下で 規則で定める額
エコアンテナショップ		1月	31,500円
イベント 広場	西側デッキ部分を含む場合	1日	10,500円
	西側デッキ部分を含まない場合	1日	8,400円
	西側デッキ部分のみの場合	1日	5,250円
駐輪場		1月	5,250円以下で 規則で定める額

備考 ボックスとは、幅42cm、高さ32cm、奥行き30cmの販売スペースをいう。

那覇市条例第4号

平成17年3月30日

那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、毎年7月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の競争試験及び選考の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (6) 職員の服務の状況
- (7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (8) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (9) その他市長が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第3条 公平委員会は、毎年7月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

2 前項の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表の時期)

第4条 市長は、前2条の規定による報告を受けたときは、毎年8月末までに、第

2 条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第 5 条 那覇市公告式条例（1961 年那覇市条例第 1 号）第 4 条の規定は、前条の公表について準用する。

(委任)

第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市条例第 5 号

平成 17 年 3 月 30 日

那覇市上下水道事業審議会条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市上下水道事業審議会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、本市の水道事業及び下水道事業に関する事項の調査審議及び意見具申を行うため、那覇市上下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道及び下水道利用者
- (3) 地域住民を代表する者
- (4) その他管理者が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市条例第6号

平成17年3月30日

那覇市農業委員会の委員の定数等に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市農業委員会の委員の定数等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の規定に基づき、那覇市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の選挙による委員の定数及び選任による委員のうち議会の推薦に係る委員の人数を定めるものとする。

（選挙による委員の定数）

第2条 法第7条第1項の定数は、6人とする。

（選任による委員のうち議会の推薦に係る委員の人数）

第3条 法第12条第2号の人数は、2人とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。
- 3 那覇市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和47年那覇市条例第88号）は、廃止する。

那覇市条例第 7 号

平成17年 3 月30日

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958年那覇市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の項中「52,000円」を「42,000円」に、「40,000円」を「32,000円」に、「36,000円」を「29,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

那覇市条例第8号

平成17年3月30日

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例

那覇市事務分掌条例（1966年那覇市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第6項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ゼロエミッション（資源循環型社会をいう。）の推進に関すること。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市条例第9号

平成17年3月30日

那覇市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市監査委員条例の一部を改正する条例

那覇市監査委員条例（1972年那覇市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（企業会計にあつては、20日）」を削る。

第7条を次のように改める。

（公表の方法）

第7条 那覇市公告式条例（1961年那覇市条例第1号）第5条第2項の規定は、監査委員の行う公表について準用する。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市条例第10号

平成17年3月30日

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 市長 108万8,000円
- (2) 助役 89万3,000円
- (3) 収入役 78万4,000円
- (4) 上下水道事業管理者 78万4,000円
- (5) 病院事業管理者 83万9,000円
- (6) 常勤の監査委員 56万6,000円

付則第6項中「平成18年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「同条第3号中「79万5,000円」とあるのは「71万6,000円」とし、同条第4号」を「同条第3号及び第4号」に改める。

付則第7項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間、」を「前項に規定する期間内の」に、「付則第5項及び第6項」を「付則第7項」に改め、同項を付則第8項とする。

付則第6項の次に次の1項を加える。

- 7 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間、第3条第1号中「108万8,000円」とあるのは「97万9,000円」とし、同条第2号中「89万3,000円」とあるのは「80万4,000円」とし、同条第3号及び第4号中「78万4,000円」とあるのは「70万6,000円」とし、同条第5号中「83万9,000円」とあるのは「75万5,000円」とし、同条第6号中「56万6,000円」とあるのは「50万9,000円」とする。

(那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「平成9年4月1日」を「平成17年4月1日」に、「付則第4項から第6項まで」を「付則第7項」に改める。

(那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和47年那覇市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第3条中「79万5,000円」を「78万4,000円」に改める。

付則第5項中「平成18年3月31日」を「平成17年3月31日」に改める。

付則第6項中「前3項の場合において、当該」を「前項に規定する」に、「付則第3項から第5項まで」を「付則第6項」に改め、同項を付則第7項とする。

付則第5項の次に次の1項を加える。

6 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間、第3条中「78万4,000円」とあるのは「70万6,000円」とする。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市条例第11号

平成17年3月30日

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」を「同法第3条に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

(任命権者の責務)

第1条の2 任命権者は、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施に当たっては、公務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の健康及び福祉を考慮することにより、職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。

第2条及び第3条を次のように改める。

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり40時間とする。

2 任命権者は、職務の性質により特別の勤務に従事する職員の勤務時間について、前項の規定により難いときは、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間とする勤務時間を別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。

2 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、市長が規則の定めるところにより、1日につき8時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、職務の性質により特別の勤務に従事する職員については、前項の規定にかかわらず、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

第4条中「前条本文」を「前条第2項」に改める。

第6条の2第1項中「この項」を「この条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第6条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。）をさせるものとする。

2 任命権者は、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により、規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条第1項を次のように改める。

介護休暇は、職員が要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第11条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する」を「要介護者の各々が」に改める。

付 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

那覇市条例第12号

平成17年3月30日

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員定数条例の一部を改正する条例

那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「22人」を「21人」に改め、同条第2号中「1,688人」を「1,548人」に改め、同条第4号中「9人」を「8人」に改め、同条第5号中「160人」を「145人」に改め、同条第6号中「450人」を「440人」に改め、同条第8号を次のように改める。

(8) 上下水道局職員 203人

第2条第9号中「438人」を「465人」に改め、同条第10号を次のように改める。

(10) 計 3,113人

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市条例第13号

平成17年3月30日

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例（昭和47年那覇市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「法人税額」を「法人税割額」に改める。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第23条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

那覇市条例第14号

平成17年3月30日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中

「	那覇市立幼稚園 2 年保育モデル事業評価委員会	市立幼稚園における 2 年保育モデル事業の評価に関すること。	を
	那覇市立教育研究所運営審議会	教育研究所の運営方針等に関すること。	
」			
「	那覇市立教育研究所運営審議会	教育研究所の運営方針等に関すること。	に
」			

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第15号

平成17年3月30日

那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例（昭和52年那覇市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第22条第2項」を「第22条」に改める。

第4条第1号中「及び第29条」を「、第26条の4、第29条及び第30条」に改め、同条第3号を削る。

第5条第1項中「第22条第2項」を「第22条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第16号

平成17年 3 月30日

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項を次のように改める。

単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

(那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年那覇市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市条例第17号

平成17年3月30日

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市個人情報保護条例の一部を改正する条例

那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条～」を「第1条―」に、「～第11条」を「―第11条の2」に、「第12条～」を「第12条―」に、「第22条～」を「第22条―」に、「第7章 雑則（第25条～第30条）」を「第7章 雑則（第25条―第31条）」に改める。

第8章 罰則（第32条―第36条）

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

第2条に次の3号を加える。

- (4) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいい、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第1項の規定により教育委員会がその服務について監督権を有する者を含む。）をいう。
- (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保管しているものをいう。
- (6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第6条第2項中「当該本人」を「本人」に、「身体、健康若しくはその財産」を「健康、生活若しくは財産」に改める。

第8条第1項中「当該個人（以下「本人」という。）」を「本人」に改め、同条第2項中各号列記以外の部分中「もの」を「者」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 本人の同意を得ているとき。

第8条第2項第4号中「認めた」を「認める」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「個人」を「人」に、「身体、健康その他の生活」を「健康、生活又は財産」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法令に定めがあるとき。

第9条第1項中「利用（以下「目的外利用」という。）」を「、実施機関内部又は実施機関相互において利用（以下「目的外利用」という。）し、又は本市の実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 本人の同意を得ている場合

第9条第1項第4号を削り、同項第3号中「個人」を「人」に、「身体、健康その他生活」を「健康、生活又は財産」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法令に定めがある場合

第9条第1項に次の1号を加える。

(5) 実施機関が職務執行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聴いた場合

第9条第2項を削り、同条第3項中「外部提供」を「目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）」を「目的外利用等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第11条を次のように改める。

(通信回線による結合)

第11条 実施機関は、個人情報保護の必要な措置が図られ、かつ、次の各号のいずれかに該当するときを除き、届出業務に係る個人情報を処理するに当たっては、本市の電子計算組織と国、他の地方公共団体その他本市以外のもの（以下「接続先機関」という。）の電子計算組織との通信回線による結合（以下「通信回線による結合」という。）をしてはならない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 職務執行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聴いたとき。

2 実施機関は、通信回線による結合を行ったときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、通信回線による結合を行っているときは、当該処理状況を毎年1回審議会に報告をしなければならない。

4 市長は、前項の規定による処理状況を公表するものとする。

第2章中第11条の次に次の1条を加える。

(通信回線による結合の停止等)

第11条の2 実施機関は、通信回線による結合を行っている場合において、個人情報
の漏えい又は不適切な利用のおそれがあると認めるときは、接続先機関に報告
を求め、又は必要な調査を行わなければならない。

2 実施機関は、前項の報告又は調査により個人情報の漏えい又は不適切な利用が
あると認めるときは、審議会の意見を聴いて、通信回線による結合の停止等その
他必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認める
ときは、必要な措置を講じた後、速やかに審議会にその内容を報告しなければな
らない。

第12条第1項中「自己に係る」を「自己を本人とする」に改め、同条第2項を次
のように改める。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が開示請求することがで
きないやむを得ない理由があるものとして規則で定める者(以下「法定代理人等」
という。)は、本人に代わって前項の規定による開示を請求することができる。

第12条第3項を削る。

第12条の次に次の2条を加える。

(開示義務)

第12条の2 実施機関は、前条の規定による開示請求があったときは、開示請求に
係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれ
かが含まれる場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければな
らない。

(1) 法令により開示することができないとされている情報

(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であつて、本人
に知らせないことが正当であると認められるもの

- (3) 開示請求者（前条第2項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第5号において同じ。）

の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (4) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (5) 法人その他の団体（国、独立行政法人等又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）を除く。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の事業に関する情報で、開示することにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を不当に害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を当該法人又は個人の事業活動から生じるおそれがある危害から保護する必要がある場合を除く。

- (6) 開示することにより、次に掲げるおそれその他の実施機関又は国等の公正又

は適正な職務執行が著しく妨げられるおそれがある情報

ア 監査、検査、取締り、試験又は市税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、
正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若
しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関の当事者としての地位を
不当に害するおそれ

ウ 実施機関の職員の人事管理に関する事務で、公正かつ円滑な人事管理に支
障を及ぼすおそれ

エ 実施機関内部若しくは実施機関相互又は国等の間における審議、検討又は
協議等の意思決定過程における個人情報で開示請求を認めることにより、意
思決定の公正さが損なわれるおそれ

(7) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて不開示の必要
があると認める情報

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報とそれ以外の情報とが記録
されている場合に、不開示情報に該当する情報とそれ以外の情報とを合理的かつ
容易に区分することができるときは、前項の規定にかかわらず、不開示情報に該
当する部分を除いた部分を開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第12条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているかどうかを答え
るだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明ら
かにしないで、開示請求を拒否することができる。

第13条中「自己に係る」を「自己を本人とする」に改め、同条に次の1項を加え
る。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求について準用する。

第14条中「自己に係る」を「自己を本人とする」に改め、同条に次の1項を加え
る。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求について準用する。

第15条中「自己に係る」を「自己を本人とする」に改め、同条に次の1項を加え
る。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による中止の請求について準用する。

第16条中「本人」の次に「又はその法定代理人等」を加える。

第18条第3項中「第12条第3項」を「第12条の2第2項」に、「部分非開示」を「部分開示及び第12条の3に規定する開示請求の拒否の決定」に改め、同条第4項中「第12条第2項各号に規定する個人情報」を「不開示情報」に改める。

第22条を次のように改める。

(委託に伴う措置)

第22条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該業務に関する個人情報の滅失、破損、改ざん及び漏えいの防止等個人情報保護のための必要な措置を講じなければならない。

3 受託者の業務に従事する者又は従事していた者は、当該業務の処理に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定に伴う措置)

第22条の2 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、取り扱われる個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって個人情報の滅失、破損、改ざん及び漏えいの防止等個人情報保護のための必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者が管理する公の施設の管理業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

第24条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、前項の是正又は中止を勧告しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1条を加える。

(費用の負担)

第30条 第12条第1項に規定する個人情報の開示に係る公文書の閲覧に関する手数

料は、無料とする。

2 前項の公文書の写し等の作成及び送付に関する費用は、請求者の負担とする。

第7章の次に次の1章を加える。

第8章 罰則

第32条 次に掲げる者が、正当な理由がなく、個人の秘密に属する事項が記録された公文書（個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）に限る。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 実施機関の職員又は職員であった者
- (2) 受託者の業務に従事している者又は従事していた者
- (3) 指定管理者の管理業務に従事している者又は従事していた者

第33条 前条各号に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報（公文書に記録されたものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条 実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の目的で個人の秘密に属する事項が記録された公文書を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第32条又は第33条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第36条 偽りその他不正の手段により開示決定に基づく公文書に記録された個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7章の次に1章を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

2 那覇市ぶんかテンプス館条例（平成16年那覇市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。

- 3 那覇市NPO活動支援センター条例（平成16年那覇市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条を第22条とする。

那覇市条例第18号

平成17年3月30日

那覇市高齢者在宅生活支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市高齢者在宅生活支援条例の一部を改正する条例

那覇市高齢者在宅生活支援条例（平成12年那覇市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第6条ただし書中「第2条第3号及び第4号」を「第2条第2号及び第3号」に改める。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市条例第19号

平成17年3月30日

那覇市水洗便所改造等資金貸付基金条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市水洗便所改造等資金貸付基金条例の一部を改正する等の条例

第1条 那覇市水洗便所改造等資金貸付基金条例（1971年那覇市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1億4,038万2,000円」を「1億3,505万7,710円」に改める。

第2条 那覇市水洗便所改造等資金貸付基金条例は、廃止する。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成17年4月1日から施行する。

那覇市条例第20号

平成17年3月30日

那覇市立職業訓練所条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立職業訓練所条例を廃止する条例

那覇市立職業訓練所条例（1955年那覇市条例第7号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第21号

平成17年3月30日

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市報酬及び費用弁償等に関する条例（1958年那覇市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表市議会の項中「706,000円」を「696,000円」に、「636,000円」を「628,000円」に、「596,000円」を「588,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市条例第22号

平成17年3月30日

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

那覇市議会委員会条例（昭和47年那覇市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「水道局」を「上下水道局」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
（厚生経済委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過規定）
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の那覇市議会委員会条例第2条に規定する厚生経済委員会（以下「改正前の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員である者は、改正後の那覇市議会委員会条例第2条に規定する厚生経済委員会（以下「改正後の委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員となるものとし、改正後の委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、改正前の委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間に相当する期間とする。
（厚生経済委員会の継続審査事件に関する経過規定）
- 3 この条例の施行の際、改正前の委員会に付託され、平成17年（2005年）2月那覇市議会定例会において、閉会中の継続審査事件とされたものは、改正後の委員会に付託されたものとみなす。

規 則

那覇市規則第 9 号

平成17年 3 月 30 日

那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市中心商店街にぎわい広場条例（平成17年那覇市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 チャレンジショップ及びエコアンテナショップの利用時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 4月1日から10月31日まで 11時から20時まで
- (2) 11月1日から翌年の3月31日まで 11時から19時まで

(休館日)

第3条 チャレンジショップ及びエコアンテナショップの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(遵守事項)

第4条 にぎわい広場に入場する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可された以外の施設等を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品を展示し、又は販売しないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長その他職員の指示すること。

(入場の制限)

第5条 職員は、条例第4条各号のいずれかに該当する者に対しては、にぎわい広場の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(許可の申請)

第6条 条例第6条第1項の許可の申請は、利用開始日の2月前の日の属する月の初日（その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日）から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、定款、事業計画書その他の市長が必要と認める書類を添付して、利用目的、利用予定期間その他の市長が必要と認める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

（利用許可の基準）

第7条 条例第6条第3項に規定するチャレンジショップの利用許可の基準は、利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 新たに商品を開発して販売を行おうとしている者であること。
- (2) 新たな商売を始めようとしている者であること。
- (3) 市長が定める事項を満たす者であること。

2 条例第6条第3項に規定するエコアンテナショップの利用許可の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境に配慮した商品の流通促進を図ろうとしている者であること。
- (2) 環境意識が高く、環境に配慮した消費行動の普及拡大を積極的に行える者であること。

3 条例第6条第3項に規定するイベント広場の利用許可の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行事又は催物が中心商店街の活性化に寄与するものであること。
- (2) 行事又は催物が周辺の生活環境に著しく悪影響を与えないものであること。

（使用料）

第8条 条例別表チャレンジショップの項及び駐輪場の項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

（使用料の還付）

第9条 条例第8条第4項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力により施設を利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額

(2) その他市長が必要と認める場合 市長が必要と認める額

(使用料の減額)

第10条 条例第9条の規定により市長が使用料を減額することができる額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市が共催する行事に使用する場合 使用料の2分の1の額(10円未満の端数は、切り捨てる。)

(2) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が必要と認める額

(細目)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

別表 (第8条関係)

区 分		使用料 (月額)
チャレンジ ショップ	上から1段目のボックス	630円
	上から2段目のボックス	735円
	上から3段目のボックス	735円
	上から4段目のボックス	420円
	上から5段目のボックス	315円
駐輪場		3,150円

那覇市規則第10号

平成17年3月30日

那覇市立職業訓練所条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立職業訓練所条例施行規則を廃止する規則

那覇市立職業訓練所条例施行規則（1965年那覇市規則第2号）は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第11号

平成17年3月30日

那覇市水洗便所改造等資金貸付基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市水洗便所改造等資金貸付基金条例施行規則を廃止する規則

那覇市水洗便所改造等資金貸付基金条例施行規則（1971年那覇市規則第8号）は、
廃止する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市規則第12号

平成17年3月30日

那覇市連絡事務委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市連絡事務委託規則の一部を改正する規則

那覇市連絡事務委託規則（1964年那覇市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「2万6,000円」を「、1万9,500円」に改める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市規則第13号

平成17年 3 月 30 日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第43条第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第42条に規定するやむを得ない事情に準じて市長の定める事情(第3号において単に「市長の定める事情」という。)により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員(配偶者のない職員に限る。)で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第42条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと市長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (2) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、市長の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者(配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。)と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第42条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと市長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (3) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第42条に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員にあつては、市長の定める事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第42条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと市長が認めるものを含む。）のうち、満15

歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

- (4) 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、市長の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第42条の2に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと市長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

第55条第2項第2号中「なったもの」を「なった者」に改め、同項第3号中「なったもの」を「なった者」に改め、同号に次のように加える。

エ 国立大学法人の職員

別表第1本市以外の地方公共団体で市長が定めるものの項を削る。

別表第3市長事務部局の項中

「 を

政策調整監	100分の18
部長	100分の16
参事	100分の15

」

「 に、「公室長」を

部長	100分の16
参事(市長の定めるものに限る。)	
参事(市長の定めるものを除く。)	100分の15

」

「公室長 に、「管理センター長」を「支所長」に改める。

管理センター長」 支所長 」

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

那覇市規則第14号

平成17年 3 月 30 日

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、工夫及びボイラー技士」を「及び工夫」に改める。

第8条第2号を次のように改める。

(2) 調理業務手当

第10条の見出しを「(調理業務手当)」に改め、同条中「次の業務」を「調理業務」に、「それぞれ次に掲げる額」を「100円」に改め、第1号及び第2号を削る。

第18条第2号を次のように改める。

(2) 調理業務手当

別表第5教育委員会の項を削る。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から施行する。

那覇市規則第15号

平成17年3月30日

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に関する規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に関する規則（平成1年那覇市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第4条関係）」に、

「

(生年月日)	(性別)
明・大・昭 年 月 日	男・女

」を

「

(生年月日)
明・大・昭・平 年 月 日

」に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第4条関係）」に改める。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第4条関係）」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第4条関係）」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第5条関係）」に改める。

第6号様式中「第6号様式」を「第6号様式（第6条関係）」に改める。

第7号様式中「第7号様式」を「第7号様式（第7条関係）」に改める。

第8号様式中「第8号様式」を「第8号様式（第9条関係）」に、

「

男	世帯主
・	との
女	続柄

」を「

世帯主	
との	
続柄	

」に、「申請者」（世帯主）」を「国保

世帯主」に、「係長」を「担当主査」に、「係員」を「担当」に改める。

第9号様式中「第9号様式」を「第9号様式（第9条関係）」に改める。

第10号様式中「第10号様式」を「第10号様式（第13条関係）」に改める。

第11号様式中「第11号様式」を「第11号様式（第13条関係）」に改める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市規則第16号

平成17年3月30日

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市個人情報保護条例施行規則（平成3年那覇市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 本人の同意を得ているとき。

第3条第2項第3号中「場合」を「とき。」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「場合」を「とき。」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 法令に定めがあるとき。

第5条を次のように改める。

（目的外利用の条件）

第5条 管理責任者は、条例第9条第1項の目的外利用を承認しようとするときは、当該個人情報について、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 申請目的以外の目的のための利用の禁止
- (2) 他の課に対する利用の禁止
- (3) 外部提供の禁止
- (4) 利用期間終了後の返還又は廃棄の義務
- (5) 事故発生時の報告義務
- (6) その他管理責任者が必要と認める事項

第6条第1項中「第9条第2項」を「第9条第1項」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、条例第9条第1項の外部提供を承認しようとするときは、当該個人情報について、次の条件を付さなければならない。

第8条第1項中「第9条第4項」を「第9条第3項」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 本人の同意を得ているとき。

第8条第1項第3号中「場合」を「とき。」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「場合」を「とき。」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に

次の 1 号を加える。

- (2) 法令に定めがあるとき。

第 8 条第 2 項中「、条例第 9 条第 4 項」を「条例第 9 条第 3 項」に、「、条例第 9 条第 5 項」を「条例第 9 条第 4 項」に改める。

第10条の次に次の 1 条を加える。

(法定代理人等)

第10条の 2 条例第12条第 2 項の規則で定める者は、次に掲げる者をいう。

- (1) 任意後見人
(2) その他本人が障害、疾病等により開示請求が困難であると認められる場合で、
本人と特別な関係があると認められる者

第11条第 1 項を次のように改める。

条例第16条の規定による請求書の提出を行う場合は、運転免許証、旅券その他の市長が定める本人又は法定代理人等であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

第11条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第14条を次のように改める。

(受託者に対する措置)

第14条 市長は、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、当該受託者と締結する個人情報の処理に関する契約に次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用の防止等に関する義務
(2) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止
(3) 個人情報処理の再委託の禁止又は制限
(4) 個人情報の複写及び複製の禁止
(5) 個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務
(6) 個人情報の滅失、破損等の事故に関する報告義務
(7) 個人情報の提供資料の返還義務
(8) その他市長が必要と認める事項

第14条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者に対する措置)

第14条の 2 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当

該指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定に次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用の防止等に関する義務
- (2) 従事者に対する個人情報の保護に関する教育等の義務
- (3) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止
- (4) 個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務
- (5) 個人情報の滅失、破損等の事故に関する報告義務
- (6) 指定期間終了後の個人情報の引渡し義務
- (7) その他市長が必要と認める事項

第17条の次に次の1条を加える。

（費用の納付）

第17条の2 条例第30条第2項の公文書の写しの作成及び送付に関する費用の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の費用は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第19条を次のように改める。

（様式）

第19条 次の表の右欄に掲げる規定に基づく同表の中欄に掲げる文書は、それぞれ同表の左欄に掲げる様式によるものとする。

様 式	文 書 名	根拠条項
第1号様式	個人情報業務届出書	条例第7条第1項
第2号様式	個人情報業務（廃止・変更）届出書	条例第7条第2項
第3号様式	個人情報業務届出報告書	条例第7条第4項
第4号様式	個人情報収集通知書	条例第8条第3項
第5号様式	個人情報目的外利用申請書	第4条第1項
第6号様式	個人情報目的外利用決定通知書	第4条第2項
第7号様式	個人情報外部提供申請書	第6条第1項
第8号様式	個人情報外部提供決定通知書	第6条第2項
第9号様式	個人情報目的外利用等通知書	条例第9条第3項

第10号様式	個人情報目的外利用等届出書	条例第 9 条第 3 項
第11号様式	通信回線による結合届出書	条例第11条第 2 項
第12号様式	個人情報（開示・訂正・削除・中止）請求書	条例第16条
第13号様式	個人情報（開示・訂正・削除・中止）決定期間延長通知書	条例第18条第 2 項
第14号様式	個人情報（開示・訂正・削除・中止）請求諾否決定通知書	条例第18条第 3 項
第15号様式	個人情報（訂正・削除・中止）措置通知書	条例第19条第 3 項
第16号様式	個人情報（訂正・削除・中止）措置通知書	条例第19条第 3 項
第17号様式	個人情報苦情処理結果通知書	第13条第 3 項
第18号様式	個人情報（是正・中止）勧告書	条例第24条第 2 項

付則の次に次の別表を加える。

別表（第17条の 2 関係）

区 分		金額
写しの作成に要する費用の額	日本工業規格 A 列 3 番若しくは 4 番又は B 列 4 番若しくは 5 番の用紙を用いた場合	1 枚10円
	その他の場合	実費相当額
写しの送付に要する費用の額		実費相当額

第 1 号様式中「第 1 号様式」を「第 1 号様式（第19条関係）」に改め、「第 号」を削り、「 様」を「那覇市長 様」に、「那覇市長」を「実施機関」に改める。

第 2 号様式中「第 2 号様式」を「第 2 号様式（第19条関係）」に改め、「第 号」を削り、「 様」を「那覇市長 様」に、「那覇市長」を「実施機関」に改める。

第 3 号様式中「第 3 号様式」を「第 3 号様式（第19条関係）」に改め、「第 号」を削る。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第19条関係）」に、

「を

所管課	部（局） 係 電話 課 (内)
-----	-----------------------

」

「に

所管部課	
------	--

」

改める。

第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第19条関係）」に改め、「第号
を削る。

第6号様式を次のように改める。

第 6 号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用決定通知書

年 月 日

様

印

年 月 日に申請がありました目的外利用については、次のとおり決定しましたので、那覇市個人情報保護条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により通知します。

決定の内容	☐ 承認 ☐ 一部承認 ☐ 不承認
目的外利用する個人情報の内容	
一部承認・不承認の理由	
目的外利用の条件	(1) 申請目的以外の目的のための利用の禁止 (2) 他の課に対する利用の禁止 (3) 外部提供の禁止 (4) 利用期間終了後の (☐ 返還 ☐ 廃棄) 義務 (5) 事故発生時の報告義務 (6)

第7号様式中「第7号様式」を「第7号様式(第19条関係)」に、「第9条第2項第 号により」を「第9条第1項第 号」に改める。

第8号様式中「第8号様式」を「第8号様式(第19条関係)」に、「第9条第2項第 号により」を「第9条第1項第 号」に、

「 部(局) 課 係 電話 (内) 」を

所管課	部(局) 係 電話 (内)
-----	---------------

「 所管部課 」に

所管部課	
------	--

改める。

第9号様式中「第9号様式」を「第9号様式(第19条関係)」に、「第9条第4項」を「第9条第3項」に、

「 部(局) 課 係 電話 (内) 」を

所管課	部(局) 係 電話 (内)
-----	---------------

「 所管部課 」に

所管部課	
------	--

改める。

第10号様式中「第10号様式」を「第10号様式(第19条関係)」に改め、「第 号」を削り、「 様」を「那覇市長 様」に、「那覇市長」を「実施機関」に、「第9条第4項」を「第9条第3項」に、

「 部(局) 課 係 電話 (内) 」を

所管課	部(局) 係 電話 (内)
-----	---------------

「 所管部課 」に

「に

所管部課	
------	--

」

改める。

第13号様式を削る。

第12号様式中「第12号様式」を「第12号様式（第19条関係）」に改め、「できないため、」の次に「同条第2項の規定により」を加え、

「を

所管課	部（局）課 係 電話（内）
-----	---

」

「に

所管部課	
------	--

」

改め、同様式を第13号様式とする。

第11号様式中「第11号様式」を「第11号様式（第19条関係）」に、「代理人」を「法定代理人等」に改め、「有することを証するもの」の次に「及び本人と特別な関係があることを証するもの」を加え、同様式を第12号様式とする。

第10号様式の次に次の1様式を加える。

第11号様式 (第19条関係)

通信回線による結合届出書

年 月 日

那覇市長 様

実施機関

印

次のとおり電子計算組織を結合したので、那覇市個人情報保護条例第11条第2項の規定により届出します。

結合により処理する業務名	
業務目的	
接続先機関名	
結合の理由	
結合年月日	年 月 日
結合期間	
結合により処理する個人情報 の項目	
接続先機関が行う個人情報 漏えい等防止策	
所管部課	
備考	

第16号様式を削る。

第15号様式中「第15号様式」を「第15号様式（第19条関係）」に、

「 を

所管課	部（局） 係 電話 課 (内)
-----	-----------------------

」

「 に

所管部課	
------	--

」

改め、同様式を第16号様式とする。

第14号様式中「第14号様式」を「第14号様式（第19条関係）」に、

「 を

所管課	部（局） 係 電話 課 (内)
-----	-----------------------

」

「 に

所管部課	
------	--

」

改め、同様式を第15号様式とする。

第13号様式の次に次の 1 様式を加える。

第14号様式(第19条関係)

個人情報(開示・訂正・削除・中止)請求諾否決定通知書

第 号
年 月 日

様

那覇市長 印

年 月 日の個人情報の(開示・訂正・削除・中止)請求については、次のとおり決定しましたので、那覇市個人情報保護条例第18条第3項の規定により通知します。

請求の区分	☐ 閲覧 ☐ 削除 ☐ 写しの交付 ☐ 目的外利用の中止 ☐ 訂正 ☐ 外部提供の中止	
決定の内容	☐ 承諾 ☐ 一部承諾 ☐ 拒否	
閲覧又は写しの交付の日時及び場所	日時 年 月 日 時 場所 ※ 当日都合が悪い場合は、あらかじめご連絡ください。	
一部承諾の内容及び理由		
拒否の理由	根拠条項	☐ 条例第12条の2第1項 号 ☐ 条例第12条の3 ☐ その他
	理 由	
時限性開示	年 月 日以後あれば、開示ができますので、同日以後に改めて開示の請求をしてください。	
所管部課		

(注) 個人情報の閲覧及び写しの交付の際には、この通知書を提示してください。(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那覇市長に対して、不服申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に市(代表者市長)を被告として提起することができます。ただし、不服申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第17号様式を削る。

第18号様式中「第18号様式」を「第18号様式（第19条関係）」に、

「を

所管課	部（局） 係 電話 課 (内)
-----	-----------------------

」

「に

所管部課	
------	--

」

改め、同様式を第17号様式とする。

第19号様式中「第19号様式」を「第19号様式（第19条関係）」に、

「を

所管課	部（局） 係 電話 課 (内)
-----	-----------------------

」

「に

所管部課	
------	--

」

改め、同様式を第18号様式とする。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市規則第17号

平成17年3月30日

那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則（平成8年那覇市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「自治省の指導要領及び那覇市印鑑条例」を「、那覇市印鑑条例」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第18号

平成17年3月30日

那覇市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公印規則の一部を改正する規則

那覇市公印規則（平成9年那覇市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別表第1」の次に「及び別表第2」を加え、「別表第2」を「別表第3及び別表第4」に改める。

別表第1市長部局の部ア庁印の項中「番号」を「号」に、「ミリメートル」を「m m」に改め、同部イ職印の項1市長印の号2中「1」を「2」に改め、同号4を削り、同号5中「沖縄県市町村共済組合」を「人事に関する諸証明、社会保険に関する文書及び諸証明、市町村に提出すべき住民税に関する書類、給与証明書、沖縄県市町村共済組合」に改め、これを4とし、同号中6を5とし、7から12までを1ずつ繰り上げ、13を削り、14を12とし、15から31までを2ずつ繰り上げ、その次に次のように加える。

30	道 路 管 理 室 用 市 長 印	方24	道路占有許可書その他の道路 管理者の長としての市長名を もってする通知書、依頼書、承 認書等及び道路境界確認書並 びに登記事項証明書、地図等の 交付申請に関する文書	道路管理室長	1
31	公 園 管 理 室 用 市 長 印	方24	公園、霊園及び納骨堂の使用に 関する許可書等	公園管理室長	1

別表第1市長部局の部イ職印の項1市長印の号32を次のように改める。

32	市 営 住 宅 室 用 市 長 印	方24	市営住宅の入居等に関する許 可書等	市営住宅室長	1
----	-------------------------	-----	----------------------	--------	---

別表第1市長部局の部イ職印の項2助役印、収入役印、部長印、課長印その他の職印の号7中「24」を「22」に改め、同号中10を削り、11を10とし、12から17までを1ずつ繰り上げ、同表消防本部の部を削る。

別表第2市長部局の部イ職印の項1市長印の号中

「 1 2 3 4 を「1 2 3 5 に、
6 11 13 14 10 12 17 」
19 」

「5 7 8 9 を「4 6 7 8 に、「15」を「13」に、「17」を「15」
 10 12 16 18 9 11 14 16
 21 22 23 24 18 19 20 21
 25 26 27 28 22 23 24 25
 29 30 31 32 26 27 28 29
 33 34 」 30 31 32 33
 34 」

に改め、同項2助役印、収入役印、課長印その他の職印の号中10を削り、11を10とし、12から17を1ずつ繰り上げ、同表消防本部の部を削り、同表を別表第3とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第4（第5条関係）

消防本部

ア 庁印



イ 職印



5



別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

消防本部

ア 庁印

号	名称	寸法 (mm)	用途	管守者	個 数
1	消防本部印	方24	消防本部名をもってする文書	消防本部 総務課長	1
2	消防署印	方24	消防署名をもってする文書	各消防署長	2

イ 職印

1	消防長印	だ円 縦20 横27	消防職員手帳	消防本部 総務課長	1
2	消防長印	方24	消防長名をもってする文書	消防本部 総務課長	1
3	消防署長印	方24	消防署長名をもってする文書	各消防署長	2
4	消防団長印	方24	消防団長名をもってする文書	消防本部 総務課長	1
5	消防本部 課長印	方21	消防本部課長名をもってする 文書	消防本部 各課長	4

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市規則第19号

平成17年3月30日

那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則（平成12年那覇市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「から第4号まで」を「及び第2号」に改め、同項の表軽度生活援助事業の項中「1回4時間」を「1回を1時間とする月4回」に改め、「日常生活上の援助」の次に「。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。」を加え、「高齢者で」を削り、「もの」を「者」に、「準ずる世帯」を「準ずる世帯で、市民税非課税世帯」に改め、同表生きがいデイサービスの項を削り、同表外出支援サービス事業の項中「高齢者で」を削り、「もの」を「者」に改め、同表訪問理美容サービス事業の項を削り、同条第2項を次のように改める。

2 条例第2条第3号に規定する事業は、次に掲げるとおりとし、その内容は、市長が定める。

- (1) 訪問理美容サービス事業
- (2) 高齢者「食」の自立支援事業
- (3) 緊急通報システム事業
- (4) 老人福祉電話設置事業
- (5) 地域ふれあいデイサービス事業
- (6) ふれあいコール事業
- (7) 介護用品支給事業
- (8) 高齢者筋力向上トレーニング事業
- (9) 福祉バス運行事業

第3条第1項中「(第1号様式)」を削り、同条第2項中「(第2号様式)」を削る。

第4条第1項中「(第3号様式)」を削り、同条第2項中「(第4号様式)」を削る。

第5条第2項中「(第5号様式)」を削る。

第6条を次のように改める。

(利用料)

第6条 軽度生活援助事業の利用料は、1時間につき150円とする。

第1号様式から第5号様式までを削る。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市規則第20号

平成17年 3月30日

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（平成13年那覇市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表秘書広報課の項中

「

非常勤秘書	日額	7,300
非常勤運転手	月額	200,000

」を

「

非常勤秘書	日額	7,300
-------	----	-------

」に改め、同表市民平

和交流室の項中「非常勤事務員」を「非常勤通訳」に、「8,400」を「10,500」に改め、同表総務課の項中

「

非常勤行政資料検索員	日額	6,220
非常勤東京事務所事務員	月額	190,000

」を

「

非常勤行政資料検索員	日額	6,220
------------	----	-------

」に改め、同表人事課

の項中「5,810」を「6,770」に改め、同表管財課の項中

「

日額15,590円以内 で市長が別に定める額	を「	日額 15,590円以内 で市長が別に定める額	に改め、同表ゼロエミッシ
---------------------------	----	----------------------------	--------------

」

ョン推進室の項を削り、同表中

「

税制課	税務証明事務等職員	日額	6,220
-----	-----------	----	-------

」を

「 に

税制課	税務証明事務等職員	日額	6,220
市民税課	税務証明事務等職員	日額	6,220

」

改め、同表納税課の項中

「 を

市税納付推進嘱託員	日額	6,470
市税口座振替推進員	月額55,000円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額	

」

「 に改め、同表市民活

市税納付推進嘱託員	日額	6,470
-----------	----	-------

」

動課の項中「

を

なやみごと相談員	日額	6,500
コミュニティー活性化推進事務員	日額	5,810
NPO活動支援センター事務職員	時給	970

」

「 に改め、同表国民健

なやみごと相談員	日額	6,500
----------	----	-------

」

康保険課の項中「

を

第三者行為求償事務職員	月額106,630円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額
保険税収納推進員 保険税市外収納推進員	月額69,370円に勤務実績に応じ市長が定める額を加えた額

」

「 に改め、同表文化振

レセプト資格過誤点検職員	日額	7,090
--------------	----	-------

第三者行為求償事務職員	月額 106,630円 に勤務実績 に応じ市長 が定める額 を加えた額
保険税収納推進員	月額 69,370円に 勤務実績に 応じ市長が 定める額を 加えた額
保険税市外収納推進員	月額 69,370円に 勤務実績に 応じ市長が 定める額を 加えた額

」

興課の項中「市民会館自主企画事業補助員」を「市民会館施設管理員」に、「8,120」を「8,680」に改め、同表歴史資料室の項中

「 を

市史編さん員	日額 8,950
--------	----------

」

「 に改め、同表商工振

市史編さん員	日額 11,180
--------	-----------

」

興課の項を削り、同表労働農水課の項中

「 を

勤労青少年ホーム指導員	日額 5,500
非常勤事務員	日額 4,550

」

「 に改め、同表環境政

勤労青少年ホーム指導員	日額 5,190
-------------	----------

」

策課の項中「 を

事業所公報啓発推進員	日額5,810円以内 で市長が別に定め る額
------------	------------------------------

」

「 に改め、同表クリー

事業所公報啓発推進員	日額 5,810円以 内で市長が 別に定める 額
ゼロエミッション推進室非常勤職員	日額 6,220

」

ン推進課の項中「 を

環境美化指導員	日額 8,680
まちづくりクリーン推進員	日額5,810円以 内で市長が別に定め る額

」

「 に改め、同表健康推

環境美化指導員	日額 8,680
---------	----------

」

進課の項中「日額 9,880」を「時給 1,318」に改め、同表こども課の項
中「 を

児童扶養手当事務従事非常勤職員	日額 6,600
-----------------	----------

」

「 に改め、同表ちゃ

育児専門支援員	日額 8,400
つどいの広場アドバイザー	日額 6,010
母子自立支援員	日額 8,400
児童扶養手当事務従事非常勤職員	日額 6,600

」

一がんじゅう課の項を次のように改める。

ちゃーがんじゅう課	福祉関係徴収嘱託員	月額 69,370円に 勤務実績に 応じ市長が 定める額を 加えた額
	基幹在宅介護支援センター専門員	日額 9,520
	介護相談員	日額 8,680
	介護認定調査員	日額 8,680
	介護保険窓口指導員	日額 6,220

	介護保険コンピューター操作員	日額 7,080円以 内で市長が 別に定める 額
	介護保険レセプト点検員	日額 7,090
	介護保険給付費適正化点検員	日額 9,340

別表保護課の項中「婦人相談員」を「女性相談員」に改め、同表中都市施設管理センターの項を公園管理室の項とし、同表出納室の項中

「 を

非常勤収入役秘書	日額 7,300
非常勤運転手	月額 200,000

」

「 に改め、同表教育委

非常勤収入役秘書	日額 7,300
----------	----------

」

員会総務課の項を次のように改める。

教育委員会 総務課	非常勤調理員	時給 910
	非常勤用務員	時給 910
	文書配送員	時給 910
	学校事務補助員	時給 910

別表中

「 を

社会教育・スポ ーツ課	非常勤公民館長	月額 175,000
	社会教育指導員	月額 114,320
	学校施設開放事務連絡員	日額 6,220
	スポーツ専門指導員	日額 10,150

」

「 に

生涯学習課	非常勤公民館長	月額 175,000
	社会教育指導員	月額 114,320
市民スポーツ課	学校施設開放事務連絡員	日額 6,220

」

改め、同表学校教育課の項を次のように改める。

	学校医(幼稚園)	月額 6,000
	学校医(1,000人未満の小中学校)	月額 11,000
	学校医(1,000人以上の小中学校)	月額 13,000
	学校歯科医(幼稚園)	月額 6,000

学校教育課	学校歯科医(1,000人未満の小中学校)	月額	11,000
	学校歯科医(1,000人以上の小中学校)	月額	13,000
	学校薬剤師(幼稚園)	月額	6,000
	学校薬剤師(小中学校)	月額	11,000
	外国人英語指導員	日額	14,000
	小学校日本人英語指導員	日額	6,630
	預かり保育指導員	時給	940

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市規則第21号

平成17年3月30日

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第7号様式中「係長」を「担当主査」に、「係員」を「担当」に改める。

第8号様式中「男・女」を「」に改める。

第9号様式中「男」を削り、「係長」を「担当主査」に改める。
女」

第10号様式中「及び性別」及び「男」を削り、「係長」を「担当主査」に改める。
・
女
」

第11号様式中「係長」を「担当主査」に改める。

第12号様式中「男」を削り、「係長」を「担当主査」に改める。
女」

第14号様式中「性別」を「男・女」に、「係長」を「担当

主査」に、「係員」を「担当」に改める。

第15条様式及び第16号様式中

「性別」を「男・女」に、「係長」を「担当主査」

に、「記録係」を「記録」に、「作成係」を「作成」に、「受付係」を「受付」に、「係員」を「担当」に改める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市規則第22号

平成17年3月30日

那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則（平成16年那覇市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「第20条」を「第19条」に改める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市規則第23号

平成17年3月30日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成17年那覇市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1ア行政職給料表級別標準職務表の改正規定中「公室長」の次に「、管理センター長」を加え、「政策調整監、」を削る。

別表第2ア行政職給料表級別資格基準表の改正規定の次に次のように加える。

別表第7の2の8級の欄を削る。

付則第2項中「平成17年那覇市条例第 号」を「平成16年那覇市条例第41号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第1号

平成17年3月7日

施 行 済

不動産登記法等の施行に伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

不動産登記法等の施行に伴う関係訓令の整理に関する規程

（那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程の一部改正）

第1条 那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程（1971年那覇市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

（那覇市道の路線認定基準規程の一部改正）

第2条 那覇市道の路線認定基準規程（平成8年那覇市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

付 則

この訓令は、平成17年3月7日から施行する。

那覇市訓令第2号

平成17年3月30日

那覇市人事評価規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市人事評価規程の一部を改正する訓令

那覇市人事評価規程(平成15年那覇市訓令第19号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「2月1日」を「1月20日」に改める。

第22条中「及び配置換え」を「、配置換え及び業務改善」に改める。

別表第2の1ライン職の表係長の項中「係の」を「グループの」に、「係員」を「グループ員」に、「係業務」を「グループ業務」に改め、同項を同表主査の項とし、同表の備考1中「主事及び主任主事」を「主事、主任主事及び主査」に改め、同表備考に次のように加える。

4 この表において「主査」とは、グループリーダーである主査をいう。

別表第3の1主事級適用の表③指導・支援業務の項及び2主任主事級適用の表②指導・支援業務の項中「係員」を「グループ員」に、「係業務」を「グループ業務」に改め、別表第3の3係長級適用の表①熟練・複雑・非定型業務、判断業務の項中「係業務」を「グループ業務」に改め、同表②指導・監督業務の項中「係員」を「グループ員」に、「係業務」を「グループ業務」に改め、同表③係業務に関わる企画・立案業務の項中「係の業務」を「グループ業務」に、「係業務の要所」を「グループ業務の要所」に改め、同項を同表③グループ業務に関わる企画・立案業務の項とし、同表を別表第3の3主査級適用の表とし、別表第3備考4中「係長」を「主査」に改める。

付 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 3 号

那覇市教育委員会教育長訓令 第 2 号

平 成 1 7 年 3 月 3 0 日

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会教育長 仲 田 美 加 子

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市緑化推進本部規程（平成11年那覇市訓令第17号、教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 3 項 中 「、新都心開発課長」を削り、「社会教育・スポーツ課長」を「生涯学習課長」に改める。

付 則

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第4号

那 覇 市 消 防 本 部 訓 令 第5号

那 覇 市 水 道 局 規 程 第3号

那 覇 市 病 院 管 理 規 程 第3号

那覇市教育委員会教育長訓令 第3号

平 成 17 年 3 月 30 日

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部消防長 大 田 和 人

那覇市水道事業管理者 高 嶺 晃

那覇市病院事業管理者 與 儀 實 津 夫

那覇市教育委員会教育長 仲 田 美 加 子

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市生涯学習推進本部規程（平成15年那覇市訓令第17号、消防本部訓令第5号、水道局規程第3号、病院管理規程第33号、教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「社会教育・スポーツ課」を「生涯学習課」に改める。

別表市長事務部局の項中「都市施設管理センター長」を「管理企画室長」に改め、同表教育委員会の項中「社会教育・スポーツ課長」を「生涯学習課長、市民スポーツ課長」に改める。

付 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。